

議案第32号

備前市病児・病後児保育施設設置条例を廃止する条例の制定について

備前市病児・病後児保育施設設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市病児・病後児保育施設設置条例を廃止する条例

備前市病児・病後児保育施設設置条例(平成29年備前市条例第15号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。